

京都市告示第511号

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の舗装に係る基準を次のように定めます。

平成19年 2月28日

改正 平成25年 3月29日

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の舗装に係る基準

第1 京都市道路の位置の指定に関する規則第5条に規定するコンクリート及びアスファルト・コンクリートによる舗装の技術基準は、次のとおりとする。

舗装の標準的な形状は、コンクリート舗装にあつては第1図のとおりとし、アスファルト・コンクリート舗装にあつては第2図のとおりとし、寸法は図示の寸法以上とし、使用材料は図示のもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

第2 市長は、次の各号に該当するときは、京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例（以下「条例」という。）第4条第7号ただし書の規定に基づき道の機能の維持に支障がないと認めるものとする。

- (1) 道がインターロッキングブロック又は石畳で舗装されている場合で、舗装の標準的な形状は、インターロッキングブロック舗装にあつては第3図のとおりとし、石畳舗装にあつては第4図のとおりとし、寸法は図示の寸法以上とし、使用材料は図示のもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
- (2) 条例第6条の規定により、建築基準法施行規則第9条の規定による申請の際現に存在している道のうち、適用時（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第2条の規定の施行の時をいう。）に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上の道について道路の位置の指定を受けようとする場合で、既に舗装がなされているものについては、アスファルト簡易舗装と同等以上のものとする。

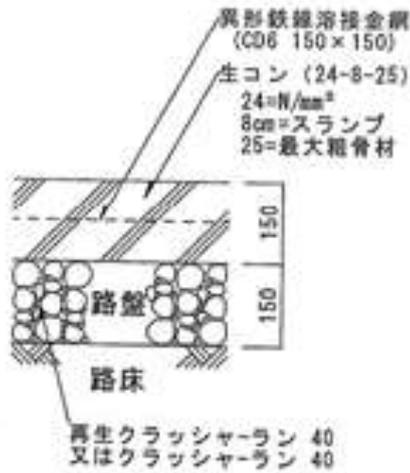
附 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。

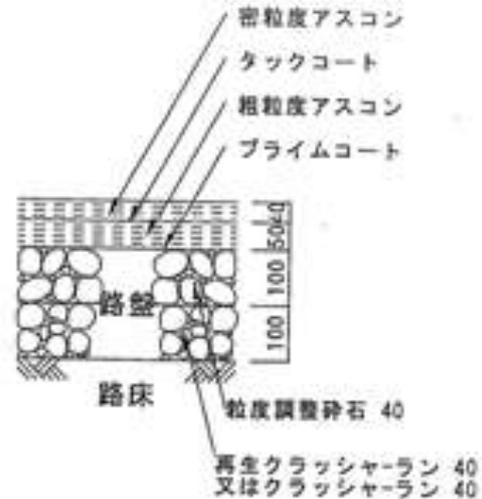
附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

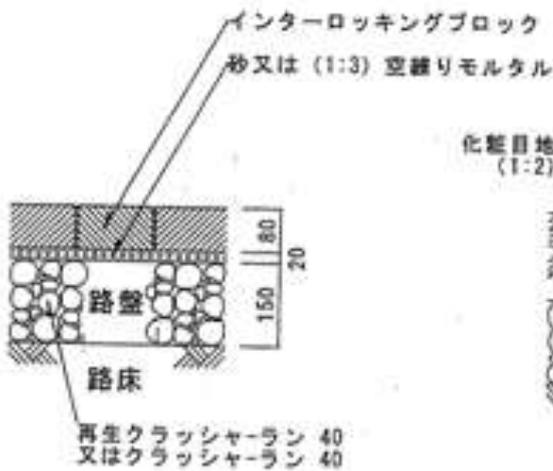
第1図 コンクリート舗装



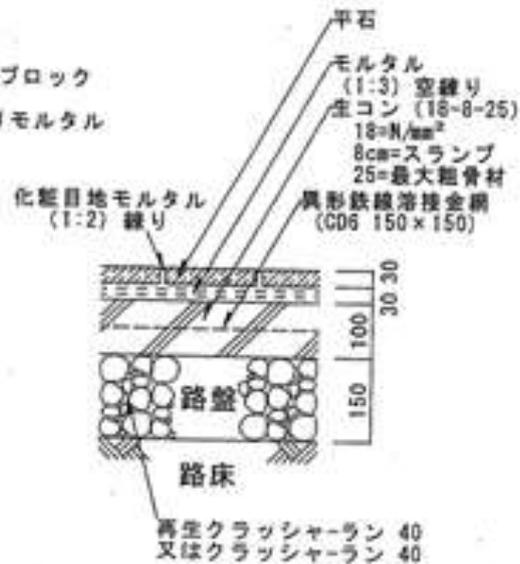
第2図 アスファルト・コンクリート舗装



第3図 インターロッキングブロック舗装



第4図 石畳舗装



備考 記載のない数字の単位はミリメートルとする。